[事案 2019-268] 満期保険金等返還請求

・令和2年6月30日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人らが満期保険金の請求手続等を勝手に行い、別の契約の保険料に充当したこと等を不服として、満期保険金の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、満期保険金、契約者貸付金および解約返戻金等を返還してほしい。

- (1) 平成元年9月に契約した養老保険について、満期保険金の請求手続を募集人らが勝手に行い、自分名義の口座に入金されたが、募集人らは、当時募集人であった自分の姉に預けていた通帳とキャッシュカードを詐取して、自分名義の口座に振り込まれた満期保険金を勝手に引き出し、申立外契約1の保険料に充当し、その差額を横領した。
- (2) 平成元年 10 月に契約した養老保険について、複数回、契約者貸付等がなされて解約に至っているが、自分はこれらの手続きを行っておらず、契約者貸付金および解約返戻金を受領していない。
- (3) 平成元年 11 月に契約した養老保険について、平成 6 年 11 月に満期になったが、自分は満期保険金を受領しておらず、募集人らが無断解約して満期保険金を受領し、偽造申込書によって申立外契約 2 の保険料として入金した。
- (4) 平成2年1月に契約した養老保険について、平成7年1月に満期になったが、自分は満期保険金を受領しておらず、募集人らが無断解約して満期保険金を受領し、偽造申込書によって申立外契約3の保険料として入金した。

<保険会社の主張>

各種支払いについては、時間経過により請求書類の現物は既に廃棄されており、具体的な手続き状況は不明であり、社内に残るデータでも支払経路はすべて不明である。また、申立人が本件に関与したと主張する募集人に対し事実確認を行ったが、全く心当たりはないとのことであり、申立人の主張を裏付ける事実が確認できなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立に至る経緯等を把握するため、申立人および当時の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件については、裁判手続において事実関係を確認すべきであると判断し、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)本件においては、当事者の主張・陳述が大きく食い違っているが、申立人の主張する事実は、今から20年以上も前のことであり、すでに多くの証拠が存在していない。
- (2) 申立人が主張する通帳からの横領の事実を確認するためには、申立人が通帳やキャッシュカードを預けたと主張する申立人姉の事情聴取が必要不可欠であるが、コンタクトを取ることができず、事情聴取を行うことができなかった。